

平成25年度
第1回美幌町次世代育成支援推進協議会

と き 平成25年10月22日（火）午後6時30分

ところ しゃきっとプラザ2階 会議室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長選任
- 6 議 題
 - (1) 美幌町次世代育成支援推進協議会について
 - (2) 美幌町次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況について
 - (3) 美幌町子ども・子育て支援事業計画について
 - (4) ニーズ調査について
 - (5) 今後のスケジュールについて(予定)
 - (6) その他
- 7 閉会

1 開 会

2 委嘱状交付

3 町長あいさつ

4 委員紹介

5 会長及び副会長選任

役 職 名	氏 名
会 長	
副 会 長	

6 議 題

(1) 美幌町次世代育成支援推進協議会について

【協議会の設置】

美幌町次世代育成支援行動計画策定等に係る附属機関として設置する。

子ども・子育て支援法第77条第1項では、審議会その他の合議制の機関の設置に努めるものと規定されている。

【協議会の所掌事項】

- 1 美幌町次世代育成行動計画の策定に関すること
- 2 美幌町次世代育成行動計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること
- 3 次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置の協議に関すること
- 4 その他町長が特別に必要と認めること
 - ① 子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関の権限に属された事項
 - (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定
 - (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定等
 - (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進

子ども・子育て支援法(抜粋)

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(2) 美幌町次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況について

平成22年3月に策定した美幌町次世代育成支援行動計画(平成22～26年度 後期計画)の平成21年度(前期計画最終年度)から平成24年度までの実績及び平成25年度の予定を別添「後期計画の実施状況」としてまとめました。

なお、この計画は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的として10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務づけられた計画となっています。本町では平成16年3月に11年間の

計画を策定、平成21年度においてこの計画の見直しを行い、現在この後期計画があります。

次世代育成支援対策推進法(抜粋)

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子ども心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

(3) 美幌町子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は国の示す基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など法律に基づく業務の円滑な実施に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

この計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画とされ、基本的記載事項として市町村が定める区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。併せて、任意的記載事項として、北海道が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載することとされています。

なお、事業計画策定にあたっては、住民の子ども・子育てに係るニーズを把握することが求められています。

子ども・子育て支援法(抜粋)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(4) ニーズ調査について

1 趣旨

美幌町子ども・子育て支援事業計画策定の基礎となる「幼児期の学校教育」「保育」・「地域子育て支援」の「量の見込み」設定に必要な「今後の利用希望」を把握するため、

子どもの保護者を対象としてニーズ調査を実施します。

2 調査内容

国から示された「基本指針(案)」において「利用希望などの把握」に関して、調査の実施の考え方や調査票のひな形が提示された。本町はこれらを踏まえて別添の調査票のとおり実施します。

3 調査方法

ア 調査対象

国は抽出調査を基本としながらも、本町は対象者全員とする。

- ① 就学前児童の保護者 約700人
- ② 就学後児童の保護者 約135人 *現学童保育利用者の保護者とする。

イ 抽出方法

住民基本台帳による0～5歳児(4月1日現在)の保護者及び学童保育利用者の保護者

ウ 調査手法

国は郵送による配布及び回収を原則としている

オ 調査時期

平成25年10月下旬～11月15日(期限)予定

子ども・子育て支援法第61条(抜粋)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。

(5) 今後のスケジュールについて(予定)

平成25年10月下旬	調査票印刷・発送
平成25年11月中旬	調査票回収期限・順次集計
平成25年12月末	調査票の単純集計及び集計結果を北海道に報告
平成25年12月～	次世代育成支援推進協議会開催(各年度3～5回程度)
平成25年12月～	子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会開催(随時開催)
平成26年3月末	計画に定める「量の見込み」を北海道に報告
平成26年9月末	子ども・子育て支援事業計画(素案)策定
平成26年10月～	議会所管常任委員会説明、パブリックコメント 北海道との協議・調整
平成27年2月	計画の決定・公表

*今後、国・北海道の動向で変更があります。

(6) その他

7 閉 会

配付資料

- 1 美幌町次世代育成支援推進協議会委員名簿…書類番号1
- 2 美幌町附属機関に関する条例…書類番号2
- 3 美幌町審議会等の会議の公開に関する条例等…書類番号3
- 4 美幌町次世代育成支援行動計画…書類番号4
- 5 美幌町次世代育成支援行動計画(平成22～26年度後期計画)…書類番号5
- 6 後期計画の実施状況…書類番号6
- 7 ニーズ調査票(未就学児用)…書類番号7
- 8 ニーズ調査票(小学生用)…書類番号8
- 9 子ども・子育て関連3法について(国からの資料抜粋)…書類番号9
- 10 基本指針の概要(案)(国からの資料抜粋)…書類番号10